

松戸市監査委員告示第2号

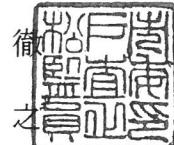
監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を、別紙のとおり公表する。

令和3年3月8日

松戸市監査委員 高橋正剛

同 三好



同 高橋伸

同 大塚健児

記

監査を実施した監査委員名	高橋 正剛 三好 徹 高橋 伸之 大塚 健児
監査の種類	定期監査（工事監査）
監査の期日	令和3年1月14日
監査対象工事	松戸市小金北市民センター改修工事
監査対象事項	<ul style="list-style-type: none">・設計基準、資料等の整備状況及びその運用の適否・設計図書の適否・設計見積の適否・工事施工計画及び工種ごとの工程表の適否・設計書と施工状況の対比及びその適否・各種検査、材料試験等の実施状況及びその適否
調査の方法	本工事監査は、工事の技術的な観点に主眼を置いているため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに専門技術士の派遣を依頼して、設計図書等の審査及び現場の実地調査を行った。

工事監査結果

・松戸市小金北市民センター改修工事

1 工事場所

松戸市中金杉二丁目 159 番地の 2

2 工事概要

(1) 契約金額 契約金額 117, 260, 000 円

(2) 工期
自 令和 2 年 7 月 15 日
至 令和 3 年 3 月 19 日

(3) 施工業者 太陽ハウス 株式会社

(4) 工事内容 松戸市小金北市民センター

建築工事一式
EV 新設工事
EV 設置に伴う構造改修
バリアフリー改修
トイレ改修
内部仕上げ改修
屋上防水改修
外壁改修
身障者用駐車場確保に伴う外構改修

3 監査の結果

設計、施工等監査対象事項に係る監査結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(要望・検討事項)

○ 施工・工事監理について

市が工事監理を行う場合、工事監理者として工事の適切な品質管理や工程管理などの主体的な取組について検討するよう要望する。

○ 外壁改修に伴う設計変更について

施工時に他の項目との清算により請負額に変更がない場合においても、増減なしの設計変更を行うことで工事の実態を反映した整理を行うことについて検討するよう要望する。

○ グリーン調達について

当該工事は、公共工事であることから、循環型社会の形成のため、環境に配慮した物品の購入における積極的な取組について検討するよう要望する。